【新型コロナウイルス支援】融資・補助金・助成金セミナー

第一部　融資

令和2年4月16日

行政書士赤沼法務事務所／アクティス株式会社

赤沼　慎太郎

Copyright (C) 2020　赤沼慎太郎　All rights Reserved

赤沼慎太郎　プロフィール

無料メルマガにて
情報発信しております。
良かったらご登録ください！

無料メールマガジン（読者　約10,300人）
『起業家・経営者のための「使える情報」マガジン』
http://akanumashintaro.com/mailmagazine/

行政書士赤沼法務事務所／アクティス株式会社
行政書士、経営コンサルタント

　1978年、神奈川県茅ヶ崎市生まれ。
　専修大学商学部卒業後、大手アパレル会社に就職。2004年、26歳で行政書士赤沼法務事務所を設立し独立開業。事業再生支援・事業承継支援・起業支援を中核に事業を展開し、資金繰り指導、資金調達サポートなど、起業家、経営者の支援を精力的に行っている。
　行政書士としては数少ない事業再生・事業承継の専門家。そのコンサルティングは分かりやすく実践的な指導と定評がある。

　2010年より行政書士、税理士などの士業や経営コンサルタント向けの財務コンサルティングの勉強会『赤沼創経塾』を主宰。他にはない実践的な勉強会として高い支持を得ている。
　2015年より中小企業のマレーシア進出支援にも取り組み、日本とマレーシアの橋渡しも行っている。

【運営サイト】
赤沼慎太郎公式サイト　http://akanumashintaro.com/
赤沼創経塾公式サイト　http://soukeijuku.com/

@akanuma7
https://fb.me/akanumashintarow

Copyright (C) 2020　赤沼慎太郎　All rights Reserved

著書のご案内

2007年より計7冊の書籍を
出版しております。

私の主業務である
事業再生に関する書籍３冊、
資金調達に関する書籍１冊、
創業支援に関する書籍２冊、
書いています。

一章分（会社設立）を
担当した行政書士向けの
実務書も合せると
8冊の著書。

専門家のための
資金調達の実務

税理士・会計事務所のための
事業再生ガイド

銀行としぶとく交渉して
ゼッタイ会社を潰すな！

「危ない隣の会社」の
資金繰り

駆け出し行政書士さんの
ための実務の手引

はじめての人の
飲食店開業塾

はじめての人の
治療院開業塾

そのまま使える
契約書式文例集

Copyright (C) 2020　赤沼慎太郎　All rights Reserved

融資の全体像を整理

<table>
<tr><td rowspan="4">融資</td><td rowspan="2">公的融資</td><td colspan="2">日本政策金融公庫（国民生活事業、中小企業事業）・
商工組合中央金庫（商工中金）による融資</td></tr>
<tr><td rowspan="3">銀行
信金
信組</td><td>信用保証協会による保証付き融資</td></tr>
<tr><td rowspan="2">民間融資</td><td>プロパー融資</td></tr>
<tr><td colspan="2">ノンバンクなど</td></tr>
</table>

Copyright (C) 2020　赤沼慎太郎　All rights Reserved

新型コロナウイルス対応の融資制度

公的融資	日本政策金融公庫（国民生活事業・中小企業事業）	セーフティネット貸付 新型コロナウイルス感染症特別貸付 新型コロナウイルス対策マル経融資
	商工組合中央金庫（商工中金）	新型コロナウイルス感染症特別貸付(中小企業向け制度)
	信用保証制度（信用保証協会による保証付き融資）	セーフティネット保証4号 セーフティネット保証5号 危機関連保証

Copyright (C) 2020　赤沼慎太郎　All rights Reserved

日本政策金融公庫によるコロナ対応融資

≪一般向け≫

政府系金融機関による融資

融資による支援では、大きく分けて3段階の支援を実施。

金利引き下げなし ＞ 金利▲0.9引下げ ＞ 実質無利子融資

セーフティネット貸付
基準金利

【対象要件】
売上高等の要件はなし

新型コロナウイルス感染症特別貸付
新型コロナウイルス対策マル経融資
危機対応融資（←商工中金による対応　※赤沼追記）

【対象要件】
売上高▲5%以上減少
※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）については、柔軟に対応

＋

特別利子補給制度
特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給

【対象要件】
個人事業主（小規模）：要件なし
小規模（法人）：売上高▲15%減
中小企業：売上高▲20%減

≪生活衛生関係事業者（飲食業・旅館業等）≫

融資

一般向け支援と同様に、大きく分けて3段階の支援を実施。

金利引下げなし ＞ 金利▲0.9引下げ ＞ 実質無利子融資

生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
新型コロナウイルス対策衛経
金利当初3年▲0.9%引下げ

【対象要件】
売上高▲5%以上減少

衛生環境激変対策特別貸付
振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利を▲0.9%引下げ、飲食店・喫茶店営業の方は別枠1,000万円、旅館業の方は別枠3,000万円で融資

＋

特別利子補給制度
特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給

【対象要件】
個人事業主（小規模）：要件なし
小規模（法人）：売上高▲15%減
中小企業：売上高▲20%減

※上表は、経済産業省パンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」から抜粋

Copyright (C) 2020　赤沼慎太郎　All rights Reserved

日本政策金融公庫によるコロナ対応融資

制度	利用要件	融資限度額	利率	期間	利子補給
新型コロナウイルス感染症特別貸付（無担保）	・売上減5%以上 ・業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満等の場合は、別途要件あり。(※)	中小企業事業：3億円 国民生活事業：6千万円 ※別枠	当初3年間　基準金利－0.9% 4年目以降　基準金利 ※基準金利： 国民事業1.36% 中小事業1.11%	設備：20年以内 運転：15年以内 ※据置期間5年以内	○
新型コロナウイルス対策マル経（無担保・無保証人）	・売上減5%以上 ・商工会議所などの経営指導を受けている小規模事業者	コロナ対応 別枠　1,000万円 ※通常のマル経：2千万円	当初3年間　特利F－0.9% 4年目以降　特利F ※特別利率F：1.21%	設備：10年以内 （据置4年以内） 運転：7年以内 （据置3年以内） ※据置は別枠のみ	○
セーフティネット貸付	売上減少要件なし（コロナ対応で条件緩和）	中小企業事業：7.2億円 国民生活事業：4.8千万円	中小事業1.11% 国民事業1.91% ※期間、担保の有無による	設備：15年以内 運転：8年以内 ※据置期間3年以内	×

※業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%減少している方。
a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高、b 令和元年12月の売上高、c 令和元年10月～12月の売上高平均額

Copyright (C) 2020　赤沼慎太郎　All rights Reserved

日本公庫コロナ対応融資への利子補給制度

日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、商工中金の「危機対応融資（新型コロナウイルス感染症特別貸付）」により借入を行った中小企業者等のうち、**下記の要件をクリアした事業者に対して利子補給**を実施。

新規借入に限らず既存借入との借換も実質無利化の対象になります。（※令和2年度補正予算の成立が前提）

【適用対象】
①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：**要件なし**
②小規模事業者（法人事業者）　：売上高　**15%減少**
③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高　**20%減少**

※小規模要件
・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

【利子補給】
・期間：借入後当初3年間
・補給対象上限：（日本公庫）中小事業1億円、国民事業3,000万円
（商工中金）危機対応融資1億円
※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

Copyright (C) 2020　赤沼慎太郎　All rights Reserved

信用保証制度について

（コロナ対応保証制度）

一般枠：2億8,000万円（内、無担保8,000万円）
通常、保証協会を利用する際に使う保証枠

別枠：2億8,000万円（内、無担保8,000万円）
セーフティネット保証を利用する場合、普通枠にプラスして、別枠を使える。セーフティネット保証枠、経営安定関連保証枠とも呼ばれる。

SN保証4号（100%保証）
SN保証5号（80%保証）

さらに、東日本大震災やリーマンショックといった危機時に、全国・全業種を対象として、信用保証協会が通常の保証限度額（2.8億円)及びセーフティネット保証の保証限度額（2.8億円）とは別枠（2.8億円）で借入債務の100%を保証する制度。(平成30年4月1日施行)　今回、初の発動。

別枠：2億8,000万円（内、無担保8,000万円）
初めての発動。危機関連保証枠と呼ばれる。

危機関連保証（100%保証）

Copyright (C) 2020　赤沼慎太郎　All rights Reserved

コロナ対応の信用保証制度制度

信用保証

セーフティネット保証4号・5号
一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証、5号は影響を受けている業種を対象に80%保証。

危機関連保証
セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種※を対象に100%保証。
※一部保証対象外の業種があります。

一般保証枠（2.8億円） ＋ SN保証枠（2.8億円） ＋ 危機関連保証枠（2.8億円）

4号：100%保証（全都道府県）
5号：80%保証（指定業種）
別枠（2.8億円）は共有

危機関連保証：100%保証（全国・全業種）

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

※上表は、経済産業省パンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」から抜粋

Copyright (C) 2020　赤沼慎太郎　All rights Reserved

コロナ対応の信用保証制度制度（千代田区の例）

制度	セーフティネット保証 4号	セーフティネット保証 5号	危機関連保証	都道府県の制度（例：東京都）	市区町村の制度（例：千代田区）
要件	売上20%以上減	売上5%以上減	売上15%以上減	売上5%以上減	売上3%以上減（自治体による。）
期間	運転：10年（据置2年以内） 設備：15年（据置3年以内）		運転・設備：10年（据置2年以内）	運転：10年 設備：15年	運転：5年
融資条件（利率等）	～3年：1.5%内 ～5年：1.6%内 ～7年：1.8%内 ~10年：2.0%内 10年超：2.2%内	～3年：1.7%内 ～5年：1.8%内 ～7年：2.0%内 ～10年：2.2%内 10年超：2.4%内	～3年：1.5%内 ～5年：1.6%内 ～7年：1.8%内 ~10年：2.0%内	～3年：1.7%内 ～5年：1.8%内 ～7年：2.0%内 ～10年：2.2%内 10年超：2.4%内	融資限度額：1000万円 期間：5年以内 金利2.0%以下
保証枠	セーフティネット保証枠		危機関連保証枠	一般枠	
責任共有制度	責任共有制度対象外（100%保証）	責任共有制度（80%保証）	責任共有制度対象外（100%保証）	責任共有制度（80%保証）	
保証料補助	50%または100%補助　となる見込み			自治体による（東京は全額補助）	自治体による
利子補給	要件に満たす場合、利子補給される見込み				自治体による

Copyright (C) 2020　赤沼慎太郎　All rights Reserved

コロナ対応の信用保証制度制度（千代田区の例）

都道府県の制度（例：東京都）	市区町村の制度（例：千代田区）
売上5%以上減	売上3%以上減（自治体による。）
運転：10年 設備：15年	運転：5年
～3年：1.7%内 ～5年：1.8%内 ～7年：2.0%内 ～10年：2.2%内 10年超：2.4%内	融資限度額：1000万円 期間：5年以内 金利2.0%以下
一般枠	
責任共有制度（80%保証）	
自治体による（東京は全額補助）	自治体による
	自治体による

都道府県の制度の利用のためには、セーフティネット保証や危機関連保証のように認定書を取得しなくても良いため、スピードを求める場合は、都道府県制度を活用。

但し、セーフティネット保証や危機関連保証の認定を取って、都道府県や市区町村の制度を利用することも可能です。

その場合、利用する制度によって融資条件も変わります。

つまり、東京の場合、例えばSN4号の認定を取って、都の制度を使うと、利率はSN4号と同じになり、かつ、保証料の全額補助を都から受けることができます。そのため、現時点では東京ではこのパターンで融資を受けるケースが多いと思います。

区の制度も同じように、千代田区であれば上限1,000万円の範囲でセーフティネット保証を使って融資を受けられ、保証料補助、利子補給を受けることができます。低いコストでセーフティネット保証を利用できる方法になります。
（※社長が区民の場合、本人負担利息は0.3%以下、保証料全額補助）

このように、都道府県や市区町村の制度と組み合わせて利用することで、保証料や利子の面でメリットを享受できる仕組みですが、現在、政府が保証料・利子減免の制度を発表し、早ければ4月22日には補正予算が成立し、その後詳細が決まりますので、今後状況が変わってきます。

Copyright (C) 2020　赤沼慎太郎　All rights Reserved

コロナ対応の信用保証制度制度への利子補給制度

都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも**実質無利子・無担保・据置最大５年・保証料減免の融資を拡大**。さらに、**信用保証付き既往債務も制度融資を活用した実質無利子融資に借換可能**。 **（※令和2年度補正予算の成立が前提）**

【対象要件】
SN４号・５号・危機関連保証の適用要件と連動した売上高等の減少を満たしている方。
①個人事業主（事業性のあるフリーランス含む、小規模に限る）：売上高等前年同月比▲５％以上減少で保証料ゼロ＋金利ゼロ
②小・中規模事業者（①除く）：売上高等前年同月比▲５％以上減少で保証料１／２
：売上高等前年同月比▲15％以上減少で保証料ゼロ＋金利ゼロ
【融資上限】3000万円
【担保】無担保
【据置期間】５年以内
【保証料補助割合】 1/2 または 10/10
【金利補給期間】当初３年間、４年目以降は制度融資所定金利
【既往債務の借換】信用保証付き既往債務も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質 無利子融資への借換が可能。

Copyright (C) 2020　赤沼慎太郎　All rights Reserved

日本公庫への申込について（国民生活事業）

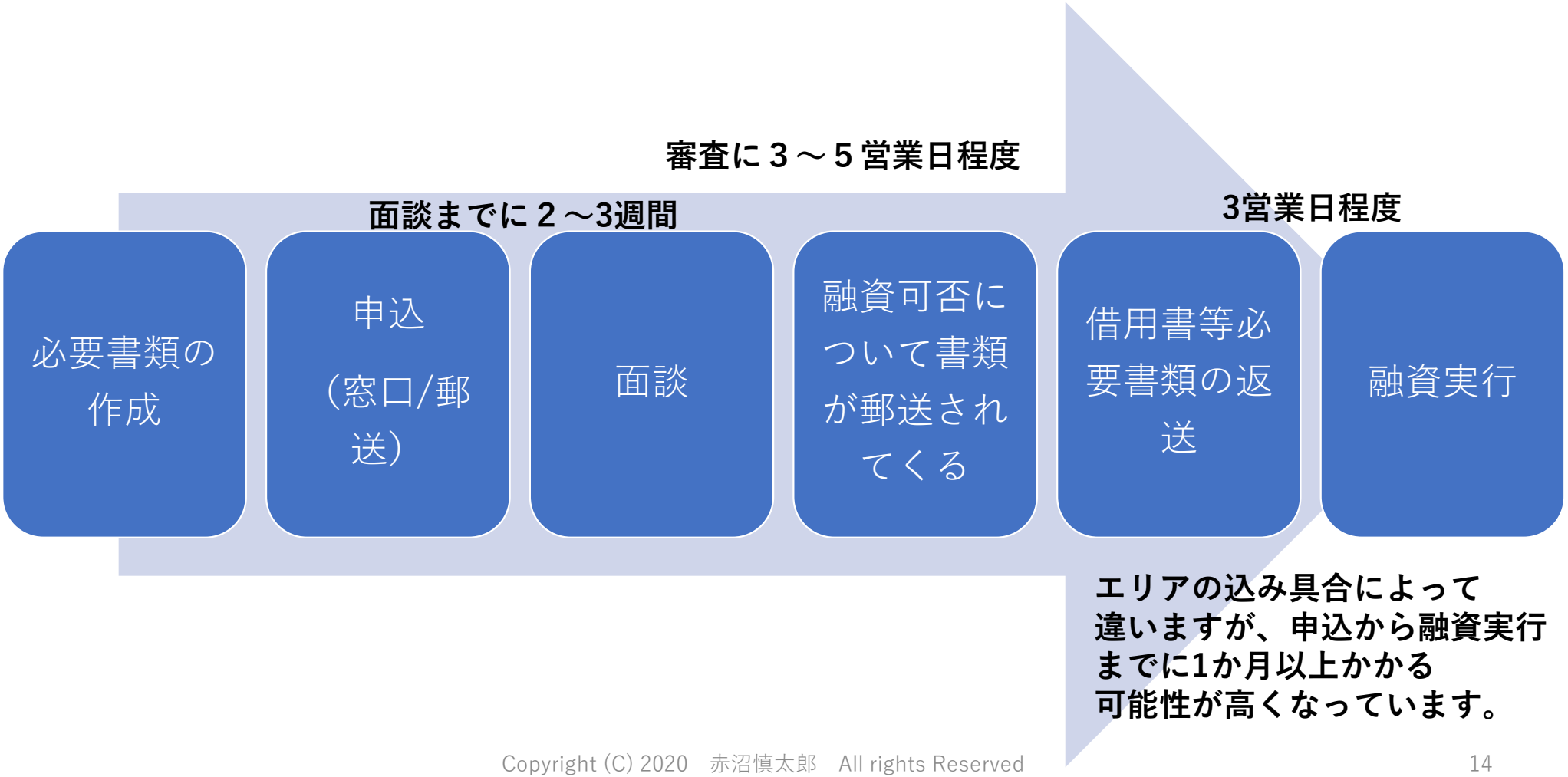

Copyright (C) 2020　赤沼慎太郎　All rights Reserved

日本公庫への申込について（国民生活事業）

【国民生活事業】「新型コロナウイルス感染症特別貸付」のお申込時にご提出いただく書類

個人営業の方		① 借入申込書（表面および裏面を両面印刷、または2枚とも出力のうえ、ご提出ください。） ※インターネット申込の場合は、借入申込書に代えて、「お申込データ受付確認」の受信メール（印刷したもの）をご提出ください。	記入例
		② 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書 （Word） （PDF）	記入例
		③ 最近２期分の確定申告書（一式）のコピー （青色申告の方は青色申告決算書、いわゆる白色申告の方は収支内訳書を含みます。）	－
	はじめてご利用いただく方	④ ご商売の概要（お客さまの自己申告書） （Excel） （PDF） （創業計画書をご提出いただいた場合、提出は不要です。）	記入例
		⑤ 創業計画書（事業を開始して間もない方） （Excel） （PDF）	記入例
法人営業の方		① 借入申込書（表面および裏面を両面印刷、または2枚とも出力のうえ、ご提出ください。） ※インターネット申込の場合は、借入申込書に代えて、「お申込データ受付確認」の受信メール（印刷したもの）をご提出ください。	記入例
		② 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書 （Word） （PDF）	記入例
		③ 最近２期分の確定申告書・決算書のコピー（勘定科目明細書を含みます。）	－
	はじめてご利用いただく方	④ 法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本（原本） （注）	－
		⑤ ご商売の概要（お客さまの自己申告書） （Excel） （PDF） （創業計画書をご提出いただいた場合、提出は不要です。）	記入例
		⑥ 創業計画書（事業を開始して間もない方） （Excel） （PDF）	記入例

※上記のほかに、ご面談の際に帳簿等の資料のご提出をお願いしております。
※設備資金をお申込の場合は、見積書をご提出ください。

（注）法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本はオンラインや郵送でも申請できます。
詳しくは法務省ホームページをご覧ください。

日本政策金融公庫（国民生活事業）の資料から抜粋。https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/pdf/covid_19_info_a.pdf

Copyright (C) 2020　赤沼慎太郎　All rights Reserved

日本公庫への申込について（国民生活事業）

【国民生活事業】「新型コロナウイルス感染症特別貸付」のお申込時にご提出いただく書類

個人営業の方		① 借入申込書（表面および裏面を両面印刷、または2枚とも出力のうえ、ご提出ください。） ※インターネット申込の場合は、借入申込書に代えて、「お申込データ受付確認」の受信メール（印刷したもの）をご提出ください。	記入例
		② 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書 （Word） （PDF）	記入例
		③ 最近２期分の確定申告書（一式）のコピー（注） （青色申告の方は青色申告決算書、いわゆる白色申告の方は収支内訳書を含みます。）	－
	はじめてご利用いただく方	④ ご商売の概要（お客さまの自己申告書） （Excel） （PDF）	記入例
		⑤ 運転免許証（両面）またはパスポート（顔写真のページ及び現住所等の記載のあるページ）のコピー	－
		⑥ 許認可証のコピー（飲食店などの許可・届出等が必要な事業を営んでいる方）	－
法人営業の方		① 借入申込書（表面および裏面を両面印刷、または2枚とも出力のうえ、ご提出ください。） ※インターネット申込の場合は、借入申込書に代えて、「お申込データ受付確認」の受信メール（印刷したもの）をご提出ください。	記入例
		② 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書 （Word） （PDF）	記入例
		③ 最近２期分の確定申告書・決算書のコピー（勘定科目明細書を含みます。）（注）	－
	はじめてご利用いただく方	④ 法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本（原本）	－
		⑤ ご商売の概要（お客さまの自己申告書） （Excel） （PDF）	記入例
		⑥ 代表者の運転免許証（両面）またはパスポート（顔写真のページ及び現住所等の記載のあるページ）のコピー	－
		⑦ 許認可証のコピー（飲食店などの許可・届出等が必要な事業を営んでいる方）	－

（注）税務申告が１期しか完了していない方は１期分をご準備ください。事業をはじめて間もない方で税務申告未了の場合はご提出の必要はありません。

※上記のほかに、ご面談の際に帳簿等の資料のご提出をお願いしております。

※設備資金をお申込の場合は、見積書をご提出ください。

法人の履歴事項全部証明書・登記簿謄本はオンライン や郵送でも申請できます。
詳しくは法務省ホームページをご覧ください。

日本政策金融公庫（国民生活事業）の資料から抜粋。https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/pdf/covid_19_info_a.pdf

※レジュメ制作時点から変更があり、現在は、初めての公庫利用で創業間もない方に必要とされていた**「創業計画書」の添付の必要はなくなりました。**

なお、現場の担当者さんの話では、面談で話を聞く際には、創業計画書に記載する内容程度の準備がある方が話がスムーズに進むとのことでしたので、話を整理するためにも創業計画書の記載内容程度の内容をまとめておくと良いかと思います。

Copyright (C) 2020　赤沼慎太郎　All rights Reserved

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書

様式１

令和　　年　　月　　日

株式会社日本政策金融公庫　御中
（国民生活事業）

住　　所
商号又は名称
代 表 者 名

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書

次表のとおり、新型コロナウイルスの影響により最近１ヵ月の売上高が５％以上減少していることを申告します。

いずれか一方にチェックしてください。

	年月	金額
最近１ヵ月の売上高（①）	年　　月	千円
□　業歴が１年１ヵ月以上の方		
⇒　前年（前々年）同期の売上高をご記入ください。		
前年（前々年）同期の売上高（②）	年　　月	千円
□　業歴が３ヵ月以上１年１ヵ月未満の方		
⇒　過去３ヵ月間の平均売上高、令和元年 12 月の売上高または令和元年 10 月から令和元年 12 月までの平均売上高をご記入ください。		
過去３ヵ月間の平均売上高（③）		千円
最近１ヵ月の売上高	年　　月	千円
２ヵ月前の売上高	年　　月	千円
３ヵ月前の売上高	年　　月	千円
令和元年 10 月から令和元年 12 月までの平均売上高（④）		千円
令和元年 12 月の売上高（⑤）		千円
令和元年 11 月の売上高		千円
令和元年 10 月の売上高		千円

（注）１　業歴１年１ヵ月以上の方は、①の金額が②の金額と、業歴が３ヵ月以上１年１ヵ月未満の方は、①の金額が③、④または⑤の金額と比較して５％以上減少している方が対象となります。
２　確定申告決算書、試算表、売上帳等に基づき正確に記載してください。
３　後日、公庫から根拠資料の提出をお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。

他の金融機関の借入金のお借換えにはご利用いただけません。

・新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書のURL
https://www.jfc.go.jp/n/service/pdf/kokumin_gaiyou_200403.pdf

←業歴が1年以上の場合は、赤枠を記入する。

←業歴が3か月以上1年1カ月未満の場合は、青枠を記入する。

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書

株式会社日本政策金融公庫　御中

（国民生活事業）

＜業歴が１年１ヵ月以上の方＞
①と②を比較します。

＜月の途中から売上が減少している方・締日が月末でない方＞
起算日が属する月を記載し、当該起算日から１か月の売上高を記載してください。
（例）３月２５日から４月２４日までの売上高を記載する場合は、「令和２年３月」と記載

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書

次表のとおり、新型コロナウイルスの影響により最近１ヵ月の売上高が５％以上減少していることを申告します。

	年月	金額
最近１ヵ月の売上高（①）	令和２年３月	① 1,234 千円
いずれか一方 → □ 業歴が１年１ヵ月以上の方 ⇒ 前年（前々年）同期の売上高をご記入ください。		
前年（前々年）同期の売上高（②）	平成 31 年３月	② 1,567 千円

記入例のURL　https://www.jfc.go.jp/n/service/pdf/covid_19_2_rei_200313a.pdf

Copyright (C) 2020　赤沼慎太郎　All rights Reserved

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書

▶ □ 業歴が３ヵ月以上１年１ヵ月未満の方

⇒ 過去３ヵ月間の平均売上高、令和元年 12 月の売上高または令和元年 10 月から令和元年 12 月までの平均売上高をご記入ください。

過去３ヵ月間の平均売上高（③）			③ 1,530 千円
	最近１ヵ月の売上高	令和２年３月	1,234 千円
	２ヵ月前の売上高	令和２年２月	1,567 千円
	３ヵ月前の売上高	令和２年１月	1,789 千円
令和元年 10 月から令和元年 12 月までの平均売上高（④）			④ 1,699 千円
		令和元年 12 月の売上高(⑤)	⑤ 1,456 千円
		令和元年 11 月の売上高	1,654 千円
		令和元年 10 月の売上高	1,987 千円

（注）１ 業歴１年１ヵ月以上の方は、①の金額が②の金額と、業歴が３ヵ月以上１年１ヵ月未満の方は、①の金額が③、④または⑤の金額と比較して５％以上減少している方が対象となります。

２ 確定申告決算書、試算表、売上帳等に基づき正確に記載してください。

３ 後日、公庫から根拠資料の提出をお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。

他の金融機関の借入金のお借換えにはご利用いただけません。

＜業歴が３ヵ月以上１年１ヵ月未満の方＞
①と③、①と④または①と⑤のいずれかを比較します。

・過去3か月の平均売上高
・令和元年12月の売上高
・令和元年10月～12月の平均売上高

上記3つのいずれかと比較して①に記入した今年の売上高が5%以上減少していれば利用可能。

記入例のURL https://www.jfc.go.jp/n/service/pdf/covid_19_2_rei_200313a.pdf

Copyright (C) 2020 赤沼慎太郎 All rights Reserved

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書

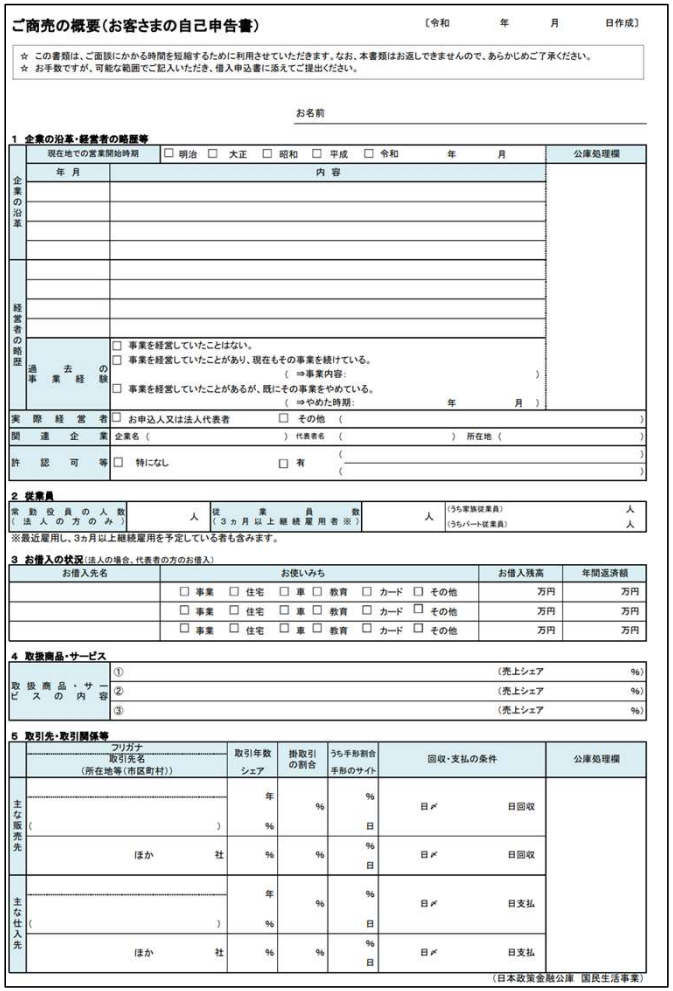

ご商売の概要（お客さまの自己申告書）　〔令和　年　月　日作成〕

☆ この書類は、ご面談にかかる時間を短縮するために利用させていただきます。なお、本書類はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。
☆ お手数ですが、可能な範囲でご記入いただき、借入申込書に添えてご提出ください。

お名前

1 企業の沿革・経営者の略歴等

	現在地での営業開始時期	□ 明治 □ 大正 □ 昭和 □ 平成 □ 令和　年　月	公庫処理欄
企業の沿革	年 月	内 容	
経営者の略歴	過去の事業経験	□ 事業を経営していたことはない。 □ 事業を経営していたことがあり、現在もその事業を続けている。（ ⇒事業内容：　）	
		□ 事業を経営していたことがあるが、既にその事業をやめている。（ ⇒やめた時期：　年　月 ）	
実際経営者		□ お申込人又は法人代表者　□ その他（　）	
関連企業		企業名（　）代表者名（　）所在地（　）	
許認可等		□ 特になし　□ 有（　）（　）	

2 従業員

常勤役員の人数（法人の方のみ）	人	従業員数（3ヵ月以上継続雇用者※）	人	（うち家族従業員）	人
				（うちパート従業員）	人

※最近雇用し、3ヵ月以上継続雇用を予定している者も含みます。

3 お借入の状況（法人の場合、代表者の方のお借入）

お借入先名	お使いみち	お借入残高	年間返済額
	□ 事業 □ 住宅 □ 車 □ 教育 □ カード □ その他	万円	万円
	□ 事業 □ 住宅 □ 車 □ 教育 □ カード □ その他	万円	万円
	□ 事業 □ 住宅 □ 車 □ 教育 □ カード □ その他	万円	万円

4 取扱商品・サービス

取扱商品・サービスの内容	①	（売上シェア　%）
	②	（売上シェア　%）
	③	（売上シェア　%）

5 取引先・取引関係等

	フリガナ 取引先名 （所在地等（市区町村））	取引年数 シェア	掛取引の割合	うち手形割合 手形のサイト	回収・支払の条件	公庫処理欄
主な販売先	（　）	年 %	%	% 日	日〆　日回収	
	ほか　社	%	%	% 日	日〆　日回収	
主な仕入先	（　）	年 %	%	% 日	日〆　日支払	
	ほか　社	%	%	% 日	日〆　日支払	

（日本政策金融公庫 国民生活事業）

日本公庫を初めて利用する方は、
「ご商売の概要」の提出が必要。

また、公庫を利用したことがあっても
「マル経融資」しか使っていない場合も
提出が必要。

・資料のURL
https://www.jfc.go.jp/n/service/pdf/kokumin_gaiyou_200403.pdf

Copyright (C) 2020　赤沼慎太郎　All rights Reserved

創業計画書（初めての利用で、事業を開始して間もない方）

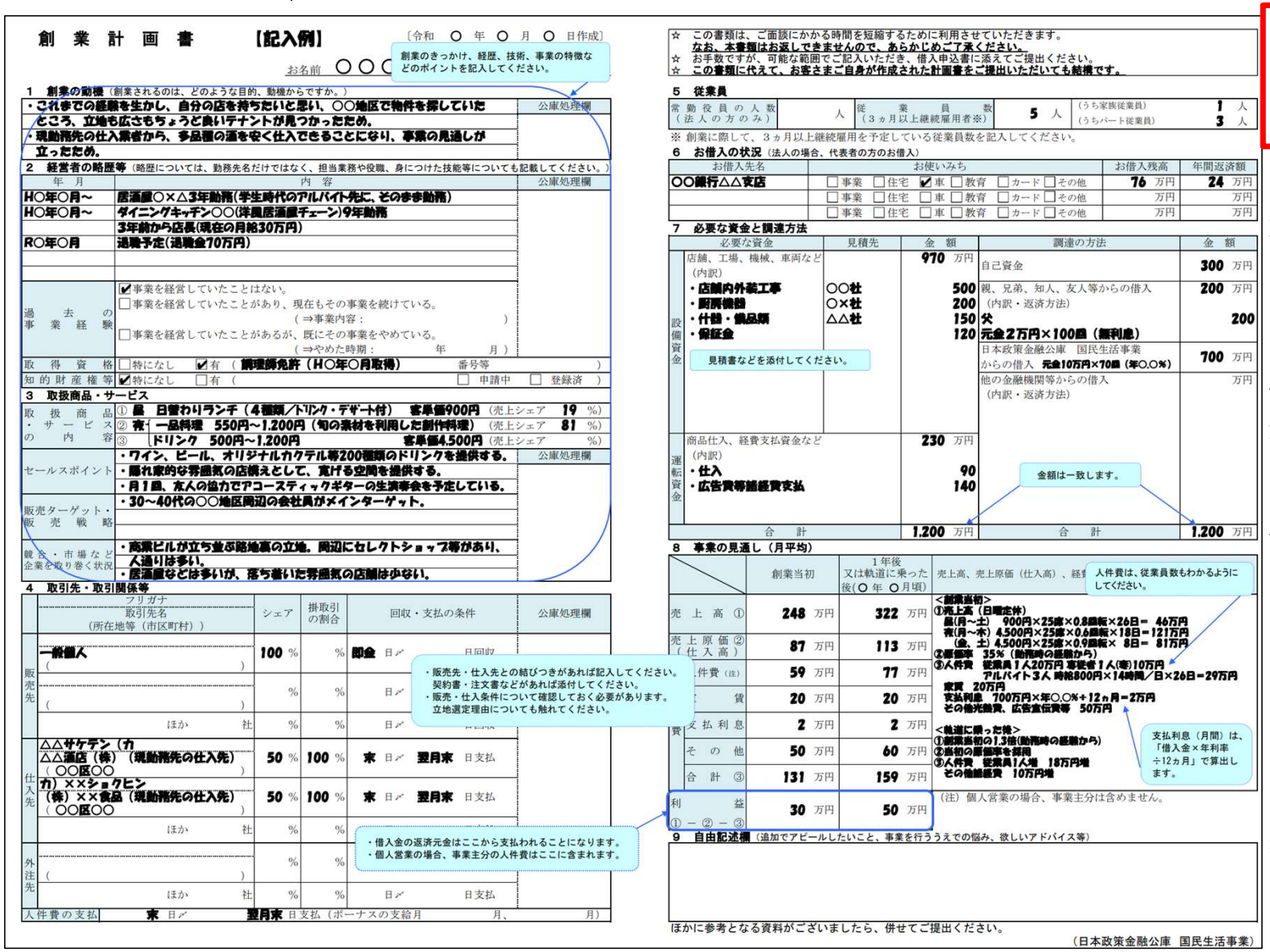

創業計画書　【記入例】　〔令和　○　年　○　月　○　日作成〕

お名前　○○○

創業のきっかけ、経歴、技術、事業の特徴などのポイントを記入してください。

1　創業の動機（創業されるのは、どのような目的、動機からですか。）

・これまでの経験を生かし、自分の店を持ちたいと思い、○○地区で物件を探していたところ、立地も広さもちょうど良いテナントが見つかったため。
・現勤務先の仕入業者から、多品種の酒を安く仕入れできることになり、事業の見通しが立ったため。

2　経営者の略歴等（略歴については、勤務先名だけではなく、担当業務や役職、身につけた技能等についても記載してください。）

年月	内容
H○年○月～	居酒屋○×△3年勤務(学生時代のアルバイト先に、そのまま勤務)
H○年○月～	ダイニングキッチン○○(洋風居酒屋チェーン)9年勤務
	3年前から店長(現在の月給30万円)
R○年○月	退職予定(退職金70万円)

過去の事業経験：☑事業を経営していたことはない。／☐事業を経営していたことがあり、現在もその事業を続けている。（⇒事業内容：　）／☐事業を経営していたことがあるが、既にその事業をやめている。（⇒やめた時期：　年　月）

取得資格：☐特になし　☑有（調理師免許（H○年○月取得）　番号等　）

知的財産権等：☑特になし　☐有（　☐申請中　☐登録済）

3　取扱商品・サービス

取扱商品・サービスの内容：
① 昼　日替わりランチ（4種類/ドリンク・デザート付）　客単価900円（売上シェア　19　%）
② 夜　一品料理　550円～1,200円（旬の素材を利用した創作料理）（売上シェア　81　%）
③　ドリンク　500円～1,200円　客単価4,500円（売上シェア　%）

セールスポイント：
・ワイン、ビール、オリジナルカクテル等200種類のドリンクを提供する。
・隠れ家的な雰囲気の店構えとして、寛げる空間を提供する。
・月1回、友人の協力でアコースティックギターの生演奏会を予定している。

販売ターゲット・販売戦略：
・30～40代の○○地区周辺の会社員がメインターゲット。

競合・市場など企業を取り巻く状況：
・商業ビルが立ち並ぶ路地裏の立地。周辺にセレクトショップ等があり、人通りは多い。
・居酒屋などは多いが、落ち着いた雰囲気の店舗は少ない。

4　取引先・取引関係等

	フリガナ 取引先名（所在地等（市区町村））	シェア	掛取引の割合	回収・支払の条件
販売先	一般個人（　）	100 %	%	即金　日〆　日回収
販売先	（　）	%	%	日〆
販売先	ほか　社	%	%	日〆
仕入先	△△サケテン（カ △△酒店（株）（現勤務先の仕入先）（○○区○○）	50 %	100 %	末　日〆　翌月末　日支払
仕入先	カ）××ショクヒン （株）××食品（現勤務先の仕入先）（○○区○○）	50 %	100 %	末　日〆　翌月末　日支払
仕入先	ほか　社	%	%	
外注先	（　）	%	%	
外注先	ほか　社	%	%	日〆　日支払

人件費の支払　末　日〆　翌月末　日支払（ボーナスの支給月　月、　月）

・販売先・仕入先との結びつきがあれば記入してください。
契約書・注文書などがあれば添付してください。
・販売・仕入条件について確認しておく必要があります。
立地選定理由についても触れてください。

・借入金の返済元金はここから支払われることになります。
・個人営業の場合、事業主分の人件費はここに含まれます。

☆　この書類は、ご面談にかかる時間を短縮するために利用させていただきます。
なお、本書類はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。
☆　お手数ですが、可能な範囲でご記入いただき、借入申込書に添えてご提出ください。
☆　この書類に代えて、お客さまご自身が作成された計画書をご提出いただいても結構です。

5　従業員

常勤役員の人数（法人の方のみ）	人	従業員数（3ヵ月以上継続雇用者※）	5 人	（うち家族従業員） 1 人 / （うちパート従業員） 3 人

※ 創業に際して、3ヵ月以上継続雇用を予定している従業員数を記入してください。

6　お借入の状況（法人の場合、代表者の方のお借入）

お借入先名	お使いみち	お借入残高	年間返済額
○○銀行△△支店	☐事業 ☐住宅 ☑車 ☐教育 ☐カード ☐その他	76 万円	24 万円
	☐事業 ☐住宅 ☐車 ☐教育 ☐カード ☐その他	万円	万円
	☐事業 ☐住宅 ☐車 ☐教育 ☐カード ☐その他	万円	万円

7　必要な資金と調達方法

必要な資金	見積先	金額	調達の方法	金額
設備資金：店舗、工場、機械、車両など（内訳）		970 万円	自己資金	300 万円
・店舗内外装工事	○○社	500	親、兄弟、知人、友人等からの借入（内訳・返済方法）	200 万円
・厨房機器	○×社	200		
・什器・備品類	△△社	150	父	200
・保証金		120	元金2万円×100回（無利息）	
			日本政策金融公庫　国民生活事業からの借入　元金10万円×70回（年○.○%）	700 万円
			他の金融機関等からの借入（内訳・返済方法）	万円
運転資金：商品仕入、経費支払資金など（内訳）		230 万円		
・仕入		90		
・広告費等諸経費支払		140		
合計		1,200 万円	合計	1,200 万円

見積書などを添付してください。

金額は一致します。

8　事業の見通し（月平均）

	創業当初	1年後又は軌道に乗った後（○年○月頃）
売上高 ①	248 万円	322 万円
売上原価 ②（仕入高）	87 万円	113 万円
人件費（注）	59 万円	77 万円
家賃	20 万円	20 万円
支払利息	2 万円	2 万円
その他	50 万円	60 万円
合計 ③	131 万円	159 万円
利益 ①－②－③	30 万円	50 万円

売上高、売上原価（仕入高）、経費

<創業当初>
①売上高（日曜定休）
昼(月～土)　900円×25席×0.8回転×26日＝46万円
夜(月～木) 4,500円×25席×0.6回転×18日＝121万円
(金、土) 4,500円×25席×0.9回転×8日＝81万円
②原価率　35%（勤務時の経験から）
③人件費　従業員1人20万円 事業者1人(妻)10万円
アルバイト3人 時給800円×14時間／日×26日＝29万円
家賃　20万円
支払利息　700万円×年○.○%÷12ヵ月＝2万円
その他光熱費、広告宣伝費等　50万円

<軌道に乗った後>
①創業当初の1.3倍(勤務時の経験から)
②当初の原価率を採用
③人件費　従業員1人増　18万円増
その他諸経費　10万円増

人件費は、従業員数もわかるようにしてください。

支払利息（月間）は、「借入金×年利率÷12ヵ月」で算出します。

（注）個人営業の場合、事業主分は含めません。

9　自由記述欄（追加でアピールしたいこと、事業を行ううえでの悩み、欲しいアドバイス等）

ほかに参考となる資料がございましたら、併せてご提出ください。

（日本政策金融公庫　国民生活事業）

※レジュメ制作時点から変更があり、現在は、初めての公庫利用で創業間もない方に必要とされていた**「創業計画書」の添付の必要はなくなりました。**

≪１～３≫
創業の動機、略歴、取り扱い商品・サービスに関する情報は、別紙に詳細を書くことをお勧めします。

≪７．必要な資金と調達方法≫
今回申し込む金額を設備資金、運転資金それぞれ記載。
資金使途（使い道）の明細も。
右側の「調達の方法」に公庫からの借入希望額を記載。

≪８．事業の見通し≫
月次で損益計画を作成し、その結果の年間損益を転記すると良いです。
売上見込みは、5月6日に緊急事態宣言が終わり、3月並みの売上になるという想定で良いと思います。
月次損益計画を添付する場合、表、右側の算出根拠は「別紙参照」でOK。

セーフティネット保証・危機関連保証の申込

緊急事態宣言を受け、金融機関の出勤人数を減らしており、週に２～３日しか出勤していない金融機関が多くなっており、事務処理能力がかなり落ちているため、新規を受けない金融機関も。

市区町村面談まで：即日～3週間程度
認定書発効まで：即日～1週間程度

審査に1～2週間程度
1か月

3営業日程度

銀行へ申込へ → 銀行側で取扱いの可否を判断 → 市区町村へ認定の申請 → 認定書発行 → 銀行経由で保証協会へ申込 → 保証承諾 → 融資実行

エリアの込み具合によって違いますが、申込から融資実行までに1か月～1か月半ほどかかる可能性が高くなっています。

通常、手続きの時間短縮のため、銀行側で取り扱いOKであれば、融資申込みや信用保証協会への保証申込みに必要な書類への押印等の手続きを認定の申請と同時並行で進める。

Copyright (C) 2020　赤沼慎太郎　All rights Reserved

セーフティネット保証・危機関連保証の申込

まず、銀行（信金、信組）へ

様式31：「新型コロナウイルス感染症対応」該当届（感染症対応）1/全1ページ

「新型コロナウイルス感染症対応」該当届

西暦　　年　月　日

（申込者）住　所
名　称
代表者　　印
電　話　（　　）

下記のとおり、「新型コロナウイルス感染症対応（略称：感染症対応）」の融資対象に該当することを届け出ます。

≪ 注意事項 ≫
（1）この該当届は、融資申込書の添付資料として、融資申込窓口に提出してください。
（2）この該当届は、融資申込みの資格要件です。虚偽等により内容に齟齬があった場合には、融資が受けられないことがあります。
（3）この該当届は、あくまで融資対象に該当することを届け出るものであり、金融機関及び保証協会が融資の審査を別に行います。その審査によって、融資の諾否や融資金額が決定されます。

≪ 該当内容 ≫

事業活動への影響内容		
最近3か月間の売上高（　年　月～　年　月）	令和元年12月以前の直近同期の売上高（　年　月～　年　月）	減少率（5%以上が要件）
(a)	(b)	100 －（a÷b）× 100
千円	千円	%

※ 売上高が確認できる書類（試算表、帳簿の写し等）を添付してください。
※ 「最近3か月間の売上高」は「実績」（申込みの前々月を含む3か月間）の記入が原則です。ただし、「事業活動への影響内容」から、今後の売上減少が確実であると認められる場合には、例外的に「今後3か月間（申込みの翌月を含めた3か月）の売上見込み」を記入することができます。

新型コロナウイルスの影響で客数激減
↓緊急事態宣言による営業時間の短縮　などを記入

≪ 該当内容 ≫

事業活動への影響内容		
最近3か月間の売上高（　年　月～　年　月）	令和元年12月以前の直近同期の売上高（　年　月～　年　月）	減少率（5%以上が要件）
(a)	(b)	100 －（a÷b）× 100
千円	千円	%

※ 売上高が確認できる書類（試算表、帳簿の写し等）を添付してください。
※ 「最近3か月間の売上高」は「実績」（申込みの前々月を含む3か月間）の記入が原則です。ただし、「事業活動への影響内容」から、今後の売上減少が確実であると認められる場合には、例外的に「今後3か月間（申込みの翌月を含めた3か月）の売上見込み」を記入することができます。

・資料のURL
https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/ca34d6d16aae5b46132a304c2c464389.pdf

Copyright (C) 2020　赤沼慎太郎　All rights Reserved

セーフティネット保証・危機関連保証の申込

認定をもらいに市区町村（商工課等）へ　認定申請書の作成

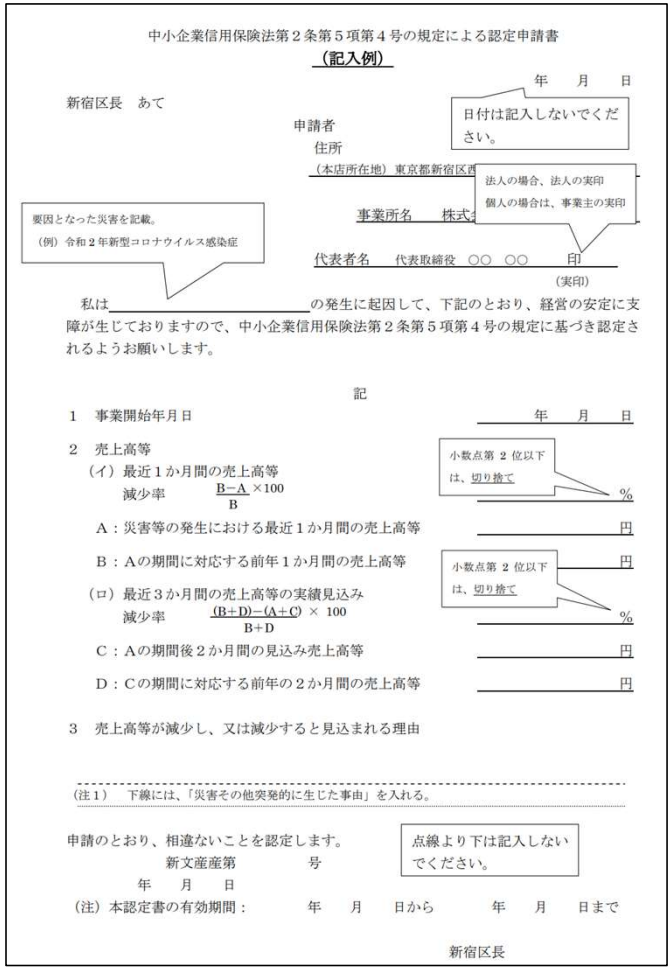

中小企業信用保険法第２条第５項第４号の規定による認定申請書

（記入例）

年　月　日

日付は記入しないでください。

新宿区長　あて

申請者

住所

（本店所在地）東京都新宿区西

法人の場合、法人の実印
個人の場合は、事業主の実印

要因となった災害を記載。
（例）令和２年新型コロナウイルス感染症

事業所名　株式

代表者名　代表取締役　○○　○○　印

（実印）

私は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第２条第５項第４号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

１　事業開始年月日　＿＿＿年＿＿月＿＿日

２　売上高等

（イ）最近１か月間の売上高等

減少率　$\frac{B-A}{B}\times 100$　＿＿＿＿＿％

小数点第２位以下は、切り捨て

Ａ：災害等の発生における最近１か月間の売上高等　＿＿＿＿＿円

Ｂ：Ａの期間に対応する前年１か月間の売上高等　＿＿＿＿＿円

（ロ）最近３か月間の売上高等の実績見込み

減少率　$\frac{(B+D)-(A+C)}{B+D}\times 100$　＿＿＿＿＿％

小数点第２位以下は、切り捨て

Ｃ：Ａの期間後２か月間の見込み売上高等　＿＿＿＿＿円

Ｄ：Ｃの期間に対応する前年の２か月間の売上高等　＿＿＿＿＿円

３　売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

（注１）　下線には、「災害その他突発的に生じた事由」を入れる。

申請のとおり、相違ないことを認定します。

新文産産第　　号

年　月　日

点線より下は記入しないでください。

（注）本認定書の有効期間：　年　月　日から　年　月　日まで

新宿区長

セーフティネット保証4号、危機関連保証のどちらも申請書類はほとんど同じ。

認定を申請する流れは、各自治体によって違うので、区役所等に確認が必要。（HPをチェック）

例）千代田区：予約制（現在は郵送も可）
　　新宿区：予約なし、即時発行（後日の場合もあり）

※申込みの面談は15分程度、記載内容に不備がないかチェックをする程度。

Copyright (C) 2020　赤沼慎太郎　All rights Reserved

認定をもらいに市区町村（商工課等）へ　認定申請書の作成（SN4号、危機関連保証）

私は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第２条第５項第４号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

１　事業開始年月日　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

２　売上高等

（イ）最近１か月間の売上高等

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

減　少　率　＿＿＿＿＿＿＿＿％（実績）

Ａ　：　災害等の発生後における最近１か月間の売上高等　＿＿＿＿＿＿＿＿円

Ｂ　：　Ａの期間に対応する前年１ヶ月間の売上高等　＿＿＿＿＿＿＿＿円

（ロ）（イ）の期間を含めた最近３か月間の売上高等の実績見込み

$$\frac{(B+D)-(A+C)}{B+D} \times 100$$

減少率　＿＿＿＿＿＿＿＿％（実績見込み）

Ｃ　：　Ａの期間後２か月間の見込み売上高等　＿＿＿＿＿＿＿＿円

Ｄ　：　Ｃの期間に対応する前年の２か月間の売上高等　＿＿＿＿＿＿＿＿円

２　売上高等が減少し、または減少すると見込まれる理由
（売上高等の減少が災害の影響であることを具体的に記述してください）

……

……

←空欄に「令和2年新型コロナウイルス感染症」と記入。

←創業年月日
（履歴事項全部証明書、個人事業開業届出書）

←減少率を計算して記入
Aに2月若しくは3月の実績売上高
Bに前年同月の実績売上高を記入

←見込みの減少率を計算して記入
CにAの後2か月の見込売上高を記入
Bに前年同月の実績売上高を記入

←新型コロナウイルスの影響で客数激減
緊急事態宣言による営業時間の短縮　　等

Copyright (C) 2020　赤沼慎太郎　All rights Reserved

セーフティネット保証・危機関連保証の申込

≪セーフティネット保証4号　申請書と添付書類≫

１．認定申請書・認定書（各１枚）
２．最近１ヶ月間（申請月の前月又は前々月）の試算表及び前年同月の試算表等
３．上記の月の翌月及び翌々月の見込み売上高計算書及び前年同期の試算表等
４．指定地域で１年以上事業を継続していることが確認できる書類（事務所賃貸借契約書の 写しなど）
５．確定申告書の写し（税務署受付印及び事業所所在地が明記されたページのみ）
＊電子申告の方は、メール詳細など申告が確認できるものを添付。
６．法人事業者：商業登記簿謄本１通（発行から３ヶ月以内）
個人事業者：確定申告を千代田区で行っていない場合のみ、特別区民税･都民税 （事務所・事業所分）納税証明書１通
７.許認可が必要な業種の場合 許認可証の写し

≪危機関連保証　申請書と添付書類≫

１．認定申請書・認定書（各１枚）
２．最近１か月間（申請月の先月または前々月）の試算表及び前年同月の試算表等
３．上記の月の翌月及び翌々月の見込み売上高計算書及び前年同期の試算表等
４．確定申告書の写し（税務署受付印及び事業所所在地が明記されたページのみ）
＊電子申告の方は、受付メールなど申告が確認できるものも添付。
５．法人事業者：商業登記簿謄本 １通（発行から３か月以内）
　個人事業者：確定申告を千代田区で行っていない場合のみ、特別区民税･都民税（事務所・事業所分）納税証明書 １通
６.許認可の必要な業種の場合 許認可証の写し

同時に2つの認定申請をする場合は、添付資料は1セットでOK。

Copyright (C) 2020　赤沼慎太郎　All rights Reserved

セーフティネット保証・危機関連保証の申込

認定書が発行されたら、再び銀行（信金、信組）へ

認定書発効後に、信用保証協会が審査をし、審査OKとなったら
銀行から融資が実行される。

市区町村の認定をもらえても審査が通らなければ融資は得られない。

Copyright (C) 2020　赤沼慎太郎　All rights Reserved

コロナ対応の融資制度の活用法、その他

●すでに融資を受けている会社は、既存の借入と新たに借入れるコロナ対応の融資制度を借換え一本化することで、過去の借入も無利子化することができ、既存の借入の期間が延びることで、月の返済額を抑えることができるため、資金繰りが厳しい会社は検討すべき。
ただし、既存の借入の制度によってできないこともある為、まずは、一本化したいという意思を伝え、判断してもらうと良い。

●現在リスケしている会社は、コロナと言えども、原則、新規の借入は難しい。
リスケしていても借りられるケース：現在の融資残高と新たに借入れる金額の合計額を日本公庫の特別貸付なら15年以内、セーフティネット保証や危機関連保証なら10年以内の元金均等弁済が可能であれば、ニューマネーを得ることができる可能性がある。（つまり、正常な約定弁済にするということ。）

Copyright (C) 2020　赤沼慎太郎　All rights Reserved

いったいいくら借りるべきなのか？

先が見えない中、いくら借りれば良いかの判断は非常に難しい。

今年一杯、影響が残ると仮定して、どの程度の資金が必要になるか資金繰り表を作って判断するのが良い。

業種によっても判断は違うが、ざっくり判断するならば、
月商の3か月分程度、若しくは固定費の3か月分程度を手元に持っておけるように。

資金繰りに余裕を持たせることが非常に大事。
事業継続の意識があるならば、多めに借りておくイメージが良い。

Copyright (C) 2020　赤沼慎太郎　All rights Reserved

コロナ対応の融資制度選択のフローチャート

全業種

出展：https://www.startuplist.jp/alliance_posts/6　チャート図作成：若林哲平氏（行政書士法人INQ ）

コロナ対応の資金繰り支援内容一覧表

資金繰り支援内容一覧表（4/14時点）

※この資料は資金繰り支援に関する信用保証制度・融資制度の一覧形式でまとめたものです。
ご自身が使えそうなメニューが分かりましたら、**詳しい情報を支援策パンフレットでご確認ください。**

条件		利用可能メニュー	概要	相談窓口
売上高5%以上減少なら	指定738業種の場合	①セーフティネット5号	・借入債務の80%を信用保証協会が保証 ・2.8億円（別枠。⑨と共有） ・要件を満たせば**保証料・金利ゼロ**の対象	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
		②新型コロナウイルス感染症特別貸付 ☆	・中小事業3億円、国民事業0.6億円(別枠) ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫 （沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ）
		③商工中金等による「危機対応融資」 ☆	・3億円（別枠） ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内	商工組合中央金庫等
	小規模事業者の場合	④新型コロナウイルス対策マル経融資(拡充) ☆	・1000万円（別枠） ・設備10年(うち据置4年)、運転7年(うち据置3年)以内 ・国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫 （沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ）
	生活衛生関係営業（旅館、飲食、理美容店など）の場合	⑤生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 ☆	・6000万円（別枠） ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内 （運転資金は振興計画認定組合の組合員の方のみ） ・国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫 （沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ）
		⑥新型コロナウイルス対策衛経(拡充) ☆	・1000万円（別枠） ・設備10年(うち据置4年)、運転7年(うち据置3年)以内 ・国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫 （沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ）
さらに、売上高10%以上減少なら	生活衛生関係営業（旅館、飲食、喫茶）	⑦衛生環境激変対策特別貸付	・1000万円（別枠） ・運転7年、うち据置2年以内	日本政策金融公庫 （沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ）
さらに、売上高15%以上減少なら		⑧危機関連保証	・借入債務の100%を信用保証協会が保証 ・2.8億円（別枠） ・**保証料・金利ゼロ**の対象	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
さらに、売上高20%以上減少なら		⑨セーフティネット4号	・借入債務の100%を信用保証協会が保証 ・2.8億円（別枠。①と共有） ・**保証料・金利ゼロ**の対象	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
減少幅に関係なく		⑩セーフティネット貸付	・中小事業7.2億円、国民事業0.48億円 ・設備15年、運転8年、うち据置3年以内	日本政策金融公庫 （沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ）

☆追加要件を満たせば
実質無利子・無担保の対象
利子補給対象上限
（日本公庫等）中小事業1億円、国民事業3,000万円
（商工中金）危機対応融資1億円

※沖縄振興開発金融公庫で利用可能な支援内容は別途こちらをご覧ください。

売上高要件の考え方

＜**創業１年１か月以上**＞
【公庫(青枠)】最近１カ月の売上高と、前年または前々年の同期と比較。
【信用保証協会(緑枠)】最近１ヶ月の売上高と、前年同月を比較 ＋
その後２ヶ月間(見込み)を含む３ヶ月の売上高と前年同期を比較

＜**創業１年１か月未満**及び店舗・業容拡大している**ベンチャー・スタートアップ**など（後者は公庫のみ）＞
（１）～（３）のいずれかで比較。

【公庫(青枠)】	【信用保証協会(緑枠)】
（１）最近1カ月の売上高と過去3カ月（最近1カ月を含む）の平均売上高の比較	（１）左記に同じ。
（２）最近1カ月の売上高と令和元年12月の売上高の比較	（２）左記に加え、その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高と令和元年12月の売上高の３倍を比較
（３）最近1カ月の売上高と令和元年10月から12月の平均売上高を比較	（３）左記に加え、その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高と令和元年10~12月の3ヶ月を比較

この資料は、プロトスター株式会社運営するStartupListに株式会社INQが寄稿した記事を参考にして作成しました。

経済産業省 Ministry of Economy, Trade and Industry
中小企業庁 The Small and Medium Enterprise Agency

日本公庫、商工中金、信用保証制度のすべてを網羅して整理するのに非常に便利なチャートです。
4月14日に経産省よりアップ。

但し、この表にあるものは、全国共通の融資制度であり、都道府県や市区町村の独自の制度の掲載はありませんので、各自調べる必要があります。

経済産業省の「資金繰り支援内容一覧表」
https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shikinguri_list.pdf